

ファミリーシップ宣誓書受領証

宣誓者

氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
※転入予定の場合 (転入予定日)	年 月 日	年 月 日

生計を同一とする子

氏名 (生年月日)	
--------------	--

宣誓日

年 月 日

名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

名古屋市長



○注意事項

- 1 この受領証は、名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱の趣旨に従って取り扱ってください。なお、この受領証は、法的効力を有するものではありません。
 - 2 次の場合は、受領証及び受領証明カードを返還してください。
 - (1) 宣誓者の意思により、ファミリーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。※
 - (3) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
 - (4) 宣誓が無効となったとき。※
 - (5) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき。
 - 3 次の場合には無効になります。
 - (1) 宣誓者間にファミリーシップを形成する意思がないとき。※
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 宣誓の要件の規定に反しているとき。
 - (4) 転入予定の場合、期日までに転入を証明する書類を提出しないとき。
- ※引き続きファミリーシップの関係の継続を希望し、生計を同一としている場合は、この限りではありません。2（4）については3（1）の場合に限る。

○通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

この受領証を提示された方へ

この制度は、名古屋市として、お二人から、お子様とともにファミリーシップとして宣誓書を受領したことを証することにより、市民や事業者の皆様に理解と共感が広がり、当事者が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです

婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

（発行：名古屋市男女平等参画推進課）